

## 第15回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録（案）

◇日 時：令和元年7月26日（金）午後3時00分～午後5時00分

◇場 所：本庁 4階 会議室

◇出席者

委 員 片桐直人 布施正保 桐山修一 野島佳枝 磯部昌淳

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務情報課：課長 島田康貴、課長補佐兼情報管理係長 柏田守彦、

法務係長 岡崎剛史、法務係主事 伊勢巧馬、西川以純

担 当 課 危機管理室次長 勝本安彦

生活安全課：課長 河居秀旗、参事 高田研文、生活安全係長 山形俊之

担 当 課 危機管理室次長 勝本安彦

危機管理課：課長 芳村和啓、危機管理係主事 藤井晶

◇審議会の運営に関する事項 ①会長の職務代理者の指名

◇諮問案件 ① 監視カメラを生活道路に設置することに伴う個人情報の本人外収集及び当該収集に係る本人通知の省略について

② 避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供に伴う個人情報の外部提供及び当該提供に係る本人通知の省略について

◇協議事項 ①オンライン結合の制限規定の見直しについて

◇会議内容

事務局	<p>ただいまから、第15回大和高田市個人情報保護運営審議会を開催いたします。</p> <p>本審議会の開催に当たりましては、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページにおいて一般傍聴者を募集いたしました。その結果、本日は傍聴を希望される方はおられませんでしたので、ご報告させていただきます。また、本日の会議内容につきましては、議事録作成の正確性を期するため、事務局にて録音させていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、初めに法務情報課長の島田からご挨拶を申し上げます。</p>
事務局（課長）	<p>皆さん、こんにちは。法務情報課長の島田と申します。本日はご出席</p>

賜り、誠にありがとうございます。

今回、ご審議いただきたい案件が2件とご協議いただきたい案件が1件ございます。

ご審議いただきたい案件の1件目は、「監視カメラを生活道路に設置することに伴う個人情報の本人外収集及び当該収集に係る本人通知の省略に関する諮問」です。お手元に配布しております資料のとおり、監視カメラは、既に複数の部署で設置済みですが、事務局では、前回の審議会でドライブレコーダーの設置に伴う諮問を行うまで把握できていませんでした。これらを全て今回の審議会の場で諮問するのは困難と考え、まずは、最も厳格な運用が求められる「生活道路監視カメラ」について、大和高田市個人情報保護条例第7条第3項第8号及び同条第4項に基づく諮問とさせていただきます。

次に2件目といたしまして「避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供に伴う個人情報の外部提供及び当該提供に係る本人通知の省略に関する諮問」です。こちらは、災害発生時に消防や警察等による迅速な支援を実施するため、平時から要支援者の名簿を共有しようとするもので、条例第9条第1項第6号及び同条第2項に基づく諮問となります。

諮問内容は、後ほど各実施機関から説明をさせていただきます。

それと、ご協議いただきたい案件についてですが、過去の審議会において話が出ておりました「オンライン結合の制限規定の見直し」についてです。平成28年の行政機関個人情報保護法の改正に倣いまして、個人情報保護条例の改正を予定しておりますが、これを機に、「オンライン結合の制限規定」について見直しをすべく、ご意見を賜るものです。委員の皆様には、ご審議、ご協議の程よろしく願いいたします。

なお、本日は、前会長の石黒委員が退任されて最初の審議会です。後任の委員として、元本市職員の磯部昌淳氏に就任いただきましたので、ご紹介させていただきます。

また、後任の会長及び職務代理者を選出していただく必要があるのですが、今回の諮問事項は、いずれも本市においては初めての事案ということもあり、審議会の開催に先立ち、資料の作成や諮問内容の検討のため、後任の会長との事前打合せが必要でした。そのため、事務局の方で、現

	<p>委員の皆様個別に意向の確認をさせていただいた上で、片桐委員に会長への就任をお願いすることとなりましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは議事の方よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事を進めさせていただきます。</p> <p>まずは、次第1の「会長の職務代理者の指名について」を議題とします。</p> <p>職務代理者は、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第2条第4項に基づき、会長が指名するとなっておりますので、引き続き野島委員を指名いたします。</p>
野島委員	お引き受けいたします。
議長（会長）	<p>続きまして、次第2の「諮問事項」です。</p> <p>まずは、監視カメラを生活道路に設置することに伴う諮問について、実施機関から説明をお願いします。</p>
実施機関	（諮問事項の説明資料及び参考資料1から5に基づき説明を行った。）
議長（会長）	<p>本市では、個人情報保護条例第7条第2項第3項、第8条第1項並びに第9条第1項第5号及び第6号において審議会に諮らなければならないと規定されています。しかしながら、以前より、条例上の規定と実際の諮問案件が一致していないという状態が見受けられており、私が会長の打診を受けたときに、この辺りの整理をしていただくことを条件に会長を引き受けたという経緯があります。その際に、特に諮らなければならないとしていたものの一つが、今回の案件になります。</p> <p>まずは事務局に伺いたいのですが、現在運用されている監視カメラないし防犯カメラのうち、審議会に諮っているものはあるのでしょうか。</p>
事務局	ございません。
議長（会長）	<p>本市にて設置されている監視カメラの一覧がお手元にありますでしょうか。本来これら全てについて諮問してしかるべきであると考えますが、これらを一括して諮問するわけにはいかないですし、例えば、水路から一時貯留施設への流入状況の確認のための監視カメラなど、緊急に諮る必要のないものもあります。そこで、公園や道路など、パブリックフォ</p>

	<p>ーラムに近いような場所、市民の出入りが頻繁にされているような場所に設置されている監視カメラについて、まずは諮っていくという方向といたしました。</p> <p>その上で事務局にお伺いしたいのですが、今回諮問をかけられているのは、生活安全課により設置された全ての監視カメラについてですか。それとも、大谷地区のハンプ設置区間に設置されている監視カメラについてのみですか。</p>
事務局	<p>監視カメラの諮問は撮影対象区域ごとに諮問にかけるべきものと考えておまして、今回は大谷地区のハンプ設置区間に設置されている監視カメラについてのみ諮問です。しかしながら、設置方法や運用面は同一ですので、本件につき了承を得た上で、他に設置されている監視カメラについても類似のものとして包括的な了承を頂ければと考えております。</p>
議長（会長）	<p>では今回の諮問対象は、大谷地区のハンプ設置区間に設置されている監視カメラ1台及び付随する録画機器についてということで審議を進めていきます。これらを踏まえた上で委員の皆様から意見、質問等お願いします。</p>
委員	<p>添付資料のうち、マスキングがかかっている家屋の録画画像についてですが、監視カメラを設置するに当たり、当該家屋の住人には事前に同意を得ているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>同意は得ておりません。</p>
委員	<p>では、当該家屋の住人への通知はされているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>通知しておりません。各地区の総代宛に監視カメラによる情報収集を行う旨の通知のみ行っているのが実情でございます。</p>
委員	<p>監視カメラが設置されている事実を伝え聞いた住人からクレーム等があった場合の対処方法はどのように想定されているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>現時点でクレームがあった事案はございませんが、クレームがあった場合は、設置の必要性や設置に至った経緯の説明等を行うことにより対応していくことを想定しています。</p>
委員	<p>映像自体は、撮影時はそのままの状態撮影され、提供時に資料にあ</p>

	<p>るようなマスキング処理をされるのでしょうか。</p>
担当課	<p>撮影時に行います。プライベート処理というのですが、現場に設置してあるカメラごとに設定することができますので、窓や玄関といったプライベート空間についてはプライベート処理を行い、必要最小限の収集を行うようにしております。</p>
委員	<p>現場の支柱内にあるSDカード内のデータはそのままの状態が撮影されたものが記録されているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>いえ、プライベート処理を行う設定をしたものについては、マスキングされて状態で撮影されますので、SDカード内のデータもマスキングされた状態のデータが記録されることとなります。</p>
委員	<p>では、このプライベート空間については、誰も見ることはできない状態になっているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>はい。</p>
委員	<p>市内23箇所に設置されている他の監視カメラも含めてですが、これまで捜査機関から要請があった場合に、捜査機関に対して映像データを提供したことはあるのでしょうか。</p>
実施機関	<p>19件ございます。このうち11件が道路交通法違反で、その他に過失運転致傷、迷惑防止条例（痴漢等）違反などがあります。</p>
委員	<p>提供した場合の本人通知は行っているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>行っておりません。</p>
議長（会長）	<p>その点につきまして、私から補足と質問があります。諮問書の「利用又は提供」をご覧ください。市は道路管理者としての立場から、また、道路法上課せられている安全な通行に支障を及ぼさない義務を果たすため、必要な道路の管理を行う目的で監視カメラの設置をしています。</p> <p>何を道路の通行の妨げと考えるかは難しいところではありますが、それらについて必要な排除を行い、道路の通行を確保する目的の範囲内でのみ、監視カメラの運用が許されるということになります。交通安全施設の管理及び破損があった場合の原因究明並びに市民の安全な通行の妨げになるおそれのある行為があった場合について、必要があれば捜査機関に対してデータの提供を行う、この利用及び提供については、目的の</p>

	<p>範囲内での利用及び提供として許容されるということで整理がなされています。</p> <p>他方で、例えば監視カメラに映った車両が逃走中の車両であった場合、当該車両が撮影されたデータの提供は、道路の管理を行う目的での提供とは異なったものとなりますので、目的の範囲外での利用又は提供を考える必要があるということになります。この場合、原則当該データを提供してはならないということになりますので、諮問書2にある「市民の安全な通行に支障を及ぼすおそれのない行為に係る捜査機関による捜査に応じる必要がある場合」には、捜査事項照会書が必要となります。</p> <p>また、「利用又は提供の欄 1 目的の範囲内の利用又は提供」に記載された事由であっても、市側から捜査機関に捜査を依頼するような場面では照会書は当然必要ではありませんが、例えば、交通安全施設の破損について市民から通報を受けた捜査機関が、市に対し当該通報に係る捜査を行うためにデータの提供を求めた際には捜査事項照会書の提出を要するという整理がされているということを読み取ることができます。</p> <p>この場合において、市としては、道路の管理上必要がある場合を除いて、第三者に対しデータの提供を行ってはならないという運用をしていただけということでしょうか。</p>
実施機関	はい。
議長（会長）	<p>その上で、捜査事項照会は単なる照会ではなくて、刑事訴訟法に定められたものでありますので、法定の文書が必要であることについてご理解いただければと思います。また、捜査事項照会書の提出がされた場合であっても、それを受けて漫然と個人情報を出すものではありません。権限のある者からの照会であるから直ちに個人情報を出すという話ではないということについても、併せて確認しておいて下さい。</p> <p>次に、「保護措置 6」の内容についてですが、録画機器はそもそも個人情報映らないようにマスキング処理の設定がされています。録画したデータを第三者に提供する場合は、新たにマスキング処理して提供を行うのでしょうか。つまり、提供の際は、録画時よりも更に必要最小限の部分の提供がされるのでしょうか。</p>

実施機関	はい。
議長（会長）	<p>であれば、「保護措置 6」の内容は分けて記載する必要があります。録画時には、関係のない第三者の個人情報は撮影時に可能な限りマスキング処理を行う設定をすることを原則とし、提供時には、専用のパソコン上で新たにマスキング処理をする、それが技術的にできないのであれば録画時間などにおいて必要最小限の部分を特定して提供することを義務付ける、このように二段階に分けて運用するのがよろしいかと思えます。</p> <p>それから、「保護措置 6（2）」に記載されている「収集目的」という文言ですが、これは誰から見たときの「収集目的」でしょうか。</p>
事務局	第三者から見た収集目的です。
議長（会長）	<p>そうであるならば、第三者の収集目的は我々が想定する範囲よりも広い可能性があります。ここは「収集目的以外」ではなく「提供目的以外」とし、実施機関が提供する目的を超えて利用してはならないという縛りをかけて運用していくのが良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	資料①の監視カメラの設置、管理及び運用規程（案）の内容にも関わってくるところでありますので、その部分と併せて検討します。
議長（会長）	<p>よろしく申し上げます。他に質問やご意見ございませんか。</p> <p>監視カメラの設置については、一括して議論してよいのか、一つずつ議論するとして漏れの可能性はないかといった問題もありますが、公園や道路といった場所に行政機関が監視カメラを設置することは、他市の例でいうと条例事項、つまり市民を巻き込んで議論すべきものである可能性が高いです。その意味において、審議会への諮問を経ずにこれだけの数の監視カメラが設置されている現状は問題があると思えます。</p> <p>公園や道路といった場所は市民が自由に入出りできる場所であり、そのような場所を常に監視することは、自由な社会空間を形成する点において問題がありますが、一方で監視カメラ自体が犯罪防止、危険除去に大変有用であることも事実であります。今回の諮問はこれらの点を考える第一回目の諮問となりますので、お気づきの点がありましたら、何なりと仰っていただければと思えます。</p>

委員	「保護措置 6 (3)」の映像の無断複製の禁止についてですが、複製を認める場合、市が提供する目的を基準とした許可を与えるということになるのでしょうか。また、捜査機関がデータを他のSDカードに移すとなった場合、どのように把握されるのでしょうか。
実施機関	提供する目的を基準として許可を与えることとなりますが、こういった項目を把握するののかについては、未検討です。
委員	その点については、どの記録媒体に複製するのか、個数、複製した日時等、ある程度の把握が必要になってくると思います。
議長（会長）	桐山委員の仰るとおり、提供した後の管理もしなければなりません。提供したデータの適正管理等を相手方が約束したとしても、それが遵守されるとは限りませんので、提供したデータがどのような形で管理、利用されるのか、一定の範囲で把握し、コントロールする手法をとる必要性があります。この場で即答するのが困難であれば、次回の会議までに事務局を通じてご報告ください。
実施機関	次回の会議までにご報告します。
委員	これだけの数の監視カメラを設置してこられた上で、個人情報保護の点から、市として問題を感じた点はありませんか。また、監視カメラを設置していることについて、市民から苦情がきたことはありませんか。
実施機関	市民から苦情等を頂いたことはありません。
議長（会長）	監視カメラの設置は具体的な秩序感覚の向上といった点で意味があることは先程述べたとおりです。一方で情報はコピー、拡散し易いものもあるので、安全の守り方、つまり監視カメラの設置、管理体制を更に監視するという視点も必要だと思います。防犯は重要な施策であるとは思いますが、監視カメラの設置のリスクについても十分に配慮する必要があることにもご留意ください。
実施機関	はい。
委員	「保護措置 8」に記載されている内容についてですが、「提供に際し、証拠保存用に実施機関において一定期間保管するため映像を複製したとき」の一定期間とは、具体的にどの程度でしょうか。また、先程事務局から、マスキング処理がかかったものを更に必要最小限の範囲にして提



	<p>供するとの説明がありました。その点において、なお書きで記載されている「提供及び複製した映像は、撮影時の状態のまま保管することとし」の部分について、提供時のデータについても併せて保存する必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>「保護措置 9」において「録画した映像の保管期間は14日間」となっている一方で、「保護措置 8」には「複製物は一定期間保管する」となっているので、期間の定めがないことについて疑問があるというご趣旨でしょうか。この点についてはいかがでしょうか。</p>
実施機関	<p>まず、一定期間についてですが、例えば捜査機関から特定の時間帯について録画した映像を提供してほしいとのことで照会が来た場合、担当課設置のスタンドアロンの電子計算機に付属するハードディスク内に監視カメラから取り外したSDカード内のデータを一旦落とし、同電子計算機により必要最小限の範囲のデータとなるように加工します。そして、加工したデータを捜査機関に提供しますが、ここに至るまで通常であればおおよそ3～4日間、一週間以内で処理できるものと考えています。一定期間というのは、この期間を意味するものと考えています。捜査機関にデータを提供した後、ハードディスク内に保存されているデータについては消去します。</p>
議長（会長）	<p>それは適切ではないと思われ。保護措置 8にある「一定期間保管するデータ」というのは、提供したデータと内容が同じものです。今のご説明ですと、捜査機関にデータを提供した際に当該データを消去するということになりませんが、捜査機関に提供されたデータは基本的に捜査機関が目的を達成するまでは残ります。つまり、保存される期間が不明確であるために、市側で保管するデータの保管期間についても一定期間となっているのです。提供したデータが加工されることを防ぐため、市側が提供したデータの内容はこの内容であるという証拠を残すため、データは保管されるものです。先程、データを提供した場合に本人通知はしているのかとご質問がありましたが、それと同様、捜査機関が目的を達成したことが確認されるまで、つまり提供されたデータを廃棄したという通知を市が受け取るまでは、市は保管しているデータについて</p>

	<p>消去できないという運用にすべきということです。</p> <p>また、担当課の説明の中で、電子計算機に付属するハードディスク内にデータを保管するという話がありましたが、そのようにする必要はなくて、加工したデータをSDカード2枚に保存し、1枚を相手方に提供し、もう1枚を市側で保管するという方法で足りると思います。</p>
事務局	<p>担当課からの説明にあった、担当課設置のスタンドアロンの電子計算機に付属するハードディスク内でデータを加工等するというのは、これまでの運用方法であり、今後は、法務情報課内設置の専用端末内でデータの加工を行い、加工したデータを保存するのはSDカード内という運用になります。議長が想定されるとおり、捜査機関に提供されたデータは基本的に捜査機関が目的を達成するまでは残されますが、保存される期間が不明確であるため、実施機関で保管するデータの保管期間についても一定期間としています。</p>
議長（会長）	<p>であるとして、「保護措置 8」において「提供及び複製した映像は、撮影時の状態のまま保管することとし、編集又は加工はしない」という記載についてですが、提供に際しデータを保管するのは、提供したデータの内容を把握するためであると思うのですが、この記載は適切ですか。提供の時点で撮影時の状態ではないと思いますが、その点いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この記載は誤りです。「撮影時の状態のまま保管する」ではなく「提供時の状態のまま保管する」が正しい内容となります。</p>
議長（会長）	<p>「データの保管」とは、提供に当たって電子計算機内に吸い出した撮影時の状態のものをいうのか、提供に当たって加工等した状態のものをいうのか、その両方を指すのか。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>提供に当たって加工等した状態のものを想定しています。</p>
議長（会長）	<p>撮影時の状態のものも保管する運用が望ましいですね。その辺り、運用規程も含めて整理してください。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>あと、資料①の監視カメラの設置、管理及び運用規程（案）についてですが、様式第3号に備考欄がありますので、令状があった場合の当該</p>

	<p>令状番号や捜査事項照会書があった場合の当該照会書の内容や、それらを受けてどのような判断をしたか等をこの欄に記録していただきたいと思います。説明責任を果たすため、このような運用についても考えていただきたいと思います。</p> <p>以上の修正点について再度検討することを条件として、監視カメラを生活道路に設置することに伴い、本人以外の者から個人情報を収集することについて及び当該収集に伴う本人通知を省略することについては、相当の理由があると判断してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>異議なしとのことですので、本件諮問を承認することとします。</p> <p>続いて、2件目の案件、「避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供に伴う諮問」について、実施機関からの説明を求めます。</p>
実施機関	(諮問事項の説明資料及び参考資料1に基づき、説明を行った。)
議長(会長)	<p>災害対策基本法第49条の11第2項の規定は最近追加されたもので、災害時に支援を必要とする方の情報を集約するに当たり、個人情報保護法及び個人情報保護条例がハードルとなっていたことはかねてから指摘されてきたところです。本市においてもこの場合にどう対応するか検討を重ねてこられたところですが、今回法整備がされたことに伴い、名簿の提供を行うことについて、今回諮問にかけられるということです。災害対策基本法第49条の11第1項において、法令上色々な情報の共有ができるようになっており、この点において、本市条例第9条第2号該当として提供ができるとも理解できますが、災害対策基本法第49条の11第2項該当として提供できるか、この点につきご審議いただきたいと思います。</p> <p>まず、提供を行うのは氏名、住所、性別、年齢の基本4情報のみでよろしいでしょうか。</p>
実施機関	はい。提供先として想定している関係機関に提供された情報をどのように利用するのか照会したところ、細かい情報を取得したとしてもそれらに対応できないとの回答を得ましたので、提供を行うのは基本4情報

	のみで足りると考えております。
議長（会長）	収集は、基本4情報を超えてされるのでしょうか。
実施機関	災害対策基本法に定められているものについて収集します。住民票の登録がある方以外で、市内に居所がある方については収集できない情報もありますが、可能な限り収集しております。
委員	名簿登録に当たって、本人への確認はされているのでしょうか。
実施機関	名簿作成における本人同意については不要とされていますので、本人への確認は行っていません。
議長（会長）	法律上、本人同意は不要という旨の整備が今般の法改正においてなされたところです。
委員	対象者は、現在何名いらっしゃるのでしょうか。
実施機関	市内で約2000名強となっております。対象者を抽出する項目は特に定められておらず、本市では国の指針の中で参考例として出されている項目を基準として対象者の抽出を行っています。ただし、対象者が実際に支援を必要としているのかについての正確な把握はできていないというのが現状です。
議長（会長）	名簿作成時と災害発生時の状況は異なりますし、だからこそ、一定の基準以上の対象者を把握することが大事だと思います。
委員	「提供方法 2 提供する方法」で、民生委員、社会福祉協議会及び自主防災組織（自治会）に対して紙媒体に記録した名簿を提供するとありますが、具体的にはどのような方法を取られるのでしょうか。
実施機関	名簿を封入し、割印をします。また、災害発生時以外では開封しないこと、施錠できる保管庫にて保管すること等を協定書に盛り込みます。災害発生時には個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき提供することができますので、その際には開封して活用するようお願いしています。
議長（会長）	災害対策基本法第49条の12において、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるこ

	とが努力義務として定められているので、この規定に基づいて保護措置を採っていくということですね。
実施機関	はい。
委員	「資料① 個人情報事務開始届」には、個人情報の収集時期を年単位とする旨の記載がありますが、一年に一回ということでしょうか。
実施機関	収集する情報には介護情報や障害情報も含まれますので、それらを収集し名簿化するのに現状数ヶ月かかっている状況です。年に2回作成することを目標にはしていますが、現状は1回に留まっています。
委員	提供先の相手方は、どのくらいあるのでしょうか。
実施機関	民生委員であれば地区ごと、自主防災組織は45、自治会であれば137程度あります。  民生委員や社会福祉協議会であれば、法的に守秘義務が課せられているのですが、自主防災組織や自治会には特にそのような義務は課せられておりませんので、その点についてもご審議いただければと思います。
委員	守秘義務について、書面の取交わしはされるのでしょうか。
実施機関	協定書の締結を予定しております。
委員	地域の方に名簿を渡す場合、名簿に登載される対象者の範囲は、その地域に限定した内容でしょうか。それとも市全体の内容が載ったものでしょうか。
実施機関	市全体の内容です。自治会には飛び地になっているところもあり、市側でどの地域がどの自治会に属しているか全て正確に把握しているわけではありません。そのため、届出に基づいて地域を限定したとしても、飛び地になっている地域が名簿から抜けてしまう可能性があるからです。
議長（会長）	自治会に名簿を提供するに当たって協定書を締結されるということですので、その際に自治会からどの地域が属しているのか申し出てもらうなどすれば良いかと思います。方法を検討していただいて、地域をできるだけ限定して名簿を提供していく方向で検討いただければと思います。
実施機関	はい。
議長（会長）	社会福祉協議会では、民生委員が一人暮らしの高齢者等の自宅へ訪問

	<p>する事業を行われているかと思いますが、訪問を受けている方は全員対象者となっているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>必ずしも対象者となっているわけではありません。先ほども申し上げたとおり、国が参考として出している基準に従って対象者を抽出していますので、訪問を受けている方であっても名簿作成時には年齢等で対象者とならない方もいらっしゃいます。ただし、支援を要するとして申出をしていただければ、対象者として名簿に追加するという対応をとることは可能です。</p>
委員	<p>そういった方々を対象者に含めるために、社会福祉協議会とも連携していく必要があると思います。</p>
議長（会長）	<p>災害発生時には何に基づいて判断するのかということが重要な点となりますので、そのような連携も図っていただきたいと思います。</p>
委員	<p>守秘義務がない方に対しての研修等行われることを今後検討されると思いますが、その中で対象となる可能性のある方についてお知らせくださいとの周知を図っていくことも有効だと思います。</p>
実施機関	<p>参考にさせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>委員の皆様からのご意見、質問は出尽くしたようなので、まとめさせていただきます。</p> <p>委員の皆様からのご意見を踏まえて運用することを条件として、「避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供に伴い、平常時における避難行動要支援者名簿の提供について」は公益上の必要があるとし、また、名簿を提供することに伴う本人通知の省略については、異議がないものとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしとのことですので、本件諮問につきましても承認することとします。</p> <p>続いて、次第3「協議事項」です。事務局からご説明願います。</p>
事務局	<p>（協議事項について説明を行った。）</p>
議長（会長）	<p>これは協議事項ですので、今後このような方針で進めていくことについて、何か委員の皆様からご意見あればお願いします。</p>

	<p>本市の場合、審議会の諮問事項として、本人外収集、目的外利用、オンライン結合及びその他重要事項をその対象としてこれまで審議会を行ってきました。しかしながら、本人外収集、目的外利用、第三者提供、これらの連携を図る案件が少ないこと、また、運用の初期段階でどのような保護措置が図られてきたのかが把握しづらいという問題点がありました。他方で審議不要ではないかという案件もあることから、諮問基準を定めていこうという趣旨からこのような協議を行うものであります。</p> <p>先ほどの説明によりますと、今後の方針としては人的セキュリティを中心としていくという趣旨でよろしいでしょうか。</p>
事務局	はい。
議長（会長）	<p>そうしますと、オンライン結合を諮問する機会がこれまでより圧縮されるということになります。その点についても併せて検討する必要があります。</p> <p>個人情報保護の従来のシステムの説明をさせていただくと、これまで一つの事務を行うに当たって一つのサーバを置く、新たな事務を始める場合はまた新たなサーバを置く、そして、これらのサーバを結合させる際に何か予期されない使い方をされるのではないかと、この点につき懸念があったという歴史があります。このような背景から、自治体においてオンライン結合の制限に関する規定が置かれたといえます。しかし、現在では個別のサーバを置くことがコストパフォーマンスの面から適切でなくなっており、また、ネットワーク環境の向上から、民間の会社が巨大なサーバを自社に一つ置き、その中で各自治体がそれぞれデータを預けるといった形が主流になりつつあります。そして、サーバの構築方法として、国が地方公共団体向けに提供するL G W A N回線によりつながれたサーバ、L G W A N回線又はそれと同等の回線でつながれた民間が独自に構築したサーバ、そして通常のネットワークを利用したサーバなど、多様な種類があります。</p> <p>L G W A N回線を介してデータをやり取りする場合は、諮問は不要との承認を過去に行っていることを踏まえた上で、オンライン結合をする場合に諮問にかかる必要があるものの類型化を行うこと、また、クラウ</p>

	<p>ド環境の利用が主流になり、「結合」の意味が昔とは異なったものとなっているので、例えばソフトウェア同士を結合する場合も含めるのかなど、「結合」とは何を意味するのかを明らかにすること、これらを協議していく必要があります。</p> <p>今後の流れとしてはどのような予定となっていますか。</p>
事務局	<p>12月議会で条例改正を行いますので、それまでに一度審議会を開催する予定となっております。また、法改正に伴う定義の見直しも条例改正の中で行う予定です。</p> <p>オンライン結合の諮問案件を減らすということではありますが、これまでも諮問の中で、個人情報の利用や管理体制についても審議されておりましたので、オンライン結合の諮問件数が減るからといって、必ずしも審議の機会そのものが圧縮するということにはつながらないと考えております。</p>
議長（会長）	<p>その意味でいうと、単純にクラウド環境を利用するから審議会に諮るというのではなく、目的外利用などについても考慮に入れた上で審議に諮るか否か、保護措置等も含めて包括的に考えるという方向が良いかと思えます。</p> <p>それでは、引き続き協議事項について、ネットワーク結合や諮問のあり方等含め、本日の委員のご意見を踏まえた上で改正原案を立案し、次回以降の審議会の場で諮問することとさせていただきます。</p>
事務局	<p>廃止することについての是非についてはいかがでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>従来クラウド環境を利用したネットワーク環境については、先ほども申し上げたとおり、国が用意したクラウドサーバにL G W A N回線でアクセスする方法が一つ、民間会社が構築したサーバにL G W A N回線又はそれと同等の回線でつなぐ方法が一つ、もう一つは市が独自に一般の通信回線を利用して民間が用意しているサーバにアクセスする方法、主にこの3つの方法があります。例えば、サーバが市に設置されているとして、今後民間会社から、現在設置しているサーバを引き取るからクラウドサービスを利用するのはどうかというような提案を受けたとき、L G W A N回線を利用する場合しか認めないとするのか、それともサーバ</p>



を維持した上で個別に検討するのか、オンライン結合を諮問事項とすることは、その点を考えるための重要な機会となってくると思います。この点において、諮問事項として完全に廃止してしまうことは、サーバの設置を継続する可能性もあることを考えると、却って運用の妨げになるのではないのでしょうか。また、保護措置について諮問するのか否かを考えるときに、サーバの設置の継続等についての議論がされていることもまた重要な考慮要素になるのではないのでしょうか。この点整理をお願いします。

以上で、本日の議事は全てとなります。